大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例を公布する。
令和５年２月21日

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

大阪広域水道企業団条例第１号

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例

（設置）
第１条　次に掲げる事務を行うため、大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（１）　大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第４号）第20条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
（２）　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
（３）　大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和５年大阪広域水道企業団条例第５号）第49条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
（４）　大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年大阪広域水道企業団条例第３号）第13条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
（５）　大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例第61条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）
第２条　審議会は、委員５人以内で組織する。
２　委員は、学識経験のある者のうちから、企業長が任命する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
５　企業長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合に限り、その委員を罷免することができる。
６　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
７　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）
第３条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その

職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第５条　委員の報酬の額は、日額8,000円とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

（費用弁償）

第６条　委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第２号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（支給方法）

第７条　委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、常勤の職員の例による。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、企業長が定める。

（罰則）

第９条　第２条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

２　大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　（略） 第１節　（略） 第２節　審議会の調査審議の手続等（第23条―第30条）	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　（略） 第１節　（略） 第２節　審査会の調査審議の手続等（第23条―第30条）

第４章　（略）	第４章　（略）
第５章　雑則（第33条―第37条）	第５章　雑則（第33条―第38条）
附則	附則
（審議会への諮問）	（審査会への諮問）
第20条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。	第20条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２　（略）	２　（略）
第２節　審議会の調査審議の手続等	第２節　審査会の調査審議の手続等
（審議会の調査権限）	（審査会の調査権限）
第23条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている行政文書の公開を求めることができない。	第23条　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている行政文書の公開を求めることができない。
２　審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。	２　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
３　諮問実施機関は、審議会から第１項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。	３　諮問実施機関は、審査会から第１項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
４　第１項及び第２項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。	４　第１項及び第２項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。
（意見の陳述）	（意見の陳述）
第24条　審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に	第24条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に

口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
（意見書等の提出）	（意見書等の提出）
第25条　審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	第25条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
（委員による調査手続）	（委員による調査手続）
第26条　審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第１項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第４項に規定する調査をさせ、又は第24条第１項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	第26条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第１項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第４項に規定する調査をさせ、又は第24条第１項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。
（提出資料の閲覧等）	（提出資料の閲覧等）
第27条　審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。	第27条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。
２　審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	２　審査会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
（調査審議手続の非公開）	（調査審議手続の非公開）
第28条　審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。	第28条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。
（答申等）	（答申等）

第29条　審議会は、第20条第１項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。 ２　審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。 ３　諮問実施機関は、審議会が第１項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。 ４　（略）	第29条　審査会は、第20条第１項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。 ２　審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。 ３　諮問実施機関は、審査会が第１項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。 ４　（略）
第30条　削除	（守秘義務） 第30条　審査会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
第37条　（略）	第37条　（略） （罰則） 第38条　第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

（大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

３　前項の規定による改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例第30条の委員であった者に係る同条に規定する職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

４　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正）

５　大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第２条　（略）	（設置） 第２条　（略）

名称	担任する事務
（略）	（略）

名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第５号）第６条第３項第６号、第６条第５項ただし書、第７条第２項第６号、第７条第４項、第40条第２項及び第41条第１項に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第４号）第20条第１項に規定する審査請求についての調査審議に関する事務
（略）	（略）

（経過措置）

6　施行日の前日において、改正前の大阪広域水道企業団附属機関条例の規定による大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日において第２条第２項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第３項の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。